

2026 年 9 月 1 日

お客さま各位

株式会社きらぼし銀行

住宅ローン基準金利改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

きらぼし銀行は、市場金利上昇等を受けて、下記のとおり住宅ローン基準金利の引き上げを実施しますのでお知らせいたします。

記

1. 実施日

2026 年 10 月 1 日(木)

2. 住宅ローン基準金利

変更前	変更後	改定幅
年 3.125%	年 3.375%	+0.25%

3. 新レート適用について

(1) 変動金利ご利用中の場合

- ① 2026 年 9 月 30 日以前に当行住宅ローンをお借入れの方

基準金利の見直し日：2026 年 10 月 1 日

新利率の適用開始日：2026 年 12 月の返済日翌日

(2027 年 1 月約定返済分より反映されます)

返済予定表の発送時期：11 月の約定返済後、順次郵送にて発行

- ② 2026 年 10 月 1 日以降にお借入れの方

変更後の住宅ローン基準金利 (3.375%) を基に適用金利が決まります。

以降、毎年 4 月 1 日と 10 月 1 日を基準日とし、住宅ローン基準金利を見直しいたします。

(2) 固定金利ご利用中の場合

固定期間終了後、その時点での住宅ローン基準金利が適用されます。

以 上

住宅ローン金利について

Q1_変動金利が上がった場合、返済額は変わりますか？

A1_「5 年ルール」および「125%ルール」により、お借入れの住宅ローンの金利が変更されても、返済額の見直しは5 年ごと、かつ、これまでの返済額の 125%を超えない範囲となります。

＜5 年ルール＞

お借入れの住宅ローン金利が変更されても返済額の見直しは 5 年ごと（※）に行います。
10 月 1 日を 5 回経過するまでは、返済額は変わりませんが、ご返済額の内訳（元金の返済部分と利息のお支払い部分の内訳）が変わります。

※お借入日（固定金利を選択した場合、固定金利期間の終了日）から 10 月 1 日を 5 回経過するまでを指します。したがって、最初の見直しまでは 5 年に満たない場合もあります。以降は、10 月 1 日を 5 回経過するごとに返済額の見直しを行います。

＜125%ルール＞

返済額の見直しが行われる際、新しい返済額がこれまでの返済額の 125%を超えることがないようにするルールです。

Q2_新しい金利へ変更後の返済額はどうすればわかりますか？

A2_返済予定表をご確認ください。変動金利ご利用中の場合は 11 月の約定返済日から 1 週間程度を目安に郵送いたします。固定金利ご利用中の場合は、固定金利終了後から 1 週間程度を目安に郵送いたします。

Q3_変動金利から固定金利への変更はできますか？

A3_3 年、5 年、10 年、20 年のいずれかの期間の固定金利をご選択いただけます。適用金利、お申込みについてはお取引店（融資取扱店舗）の窓口にご相談ください。

※固定金利に変更する場合の手数料：5,500 円（税込）